

## 【クーポンの利用可能範囲と同伴者の定義の変更について】

### (1)クーポンの利用可能範囲が変更になりました。

⇒クーポンの利用可能範囲を緩和いたしました。

#### 【変更前】

- ・「エステ付きやお土産つきであればに含まれるので利用可能」
- ・「あらかじめ設定されているプランに含まれないエステ利用やお土産購入は利用不可」

#### 【変更後】

- ①宿泊（1泊以上の日帰り利用）
- ②日帰り（飲食を伴う施設利用もしくはお部屋利用）
- ③レストラン（事業者様の施設内での飲食）

上記①②③のいずれかを利用していただければ、下記の追加利用を可能とします。

- ・施設内の追加飲食、温泉、エステなど宿泊施設内の利用料
- ・宿泊施設内でのお土産等の購入

<利用不可なもの①>換金性の高いもの

⇒商品券、クオカード、図書カード、利用日当日（泊りの場合はチェックイン日～チェックアウト日）以降も利用が出来るチケット類

<利用不可なもの②>単独利用のもの

⇒お土産店でのお土産購入のみ、エステ店でのエステ体験のみ、温泉施設での入浴のみ、持ち帰りのお弁当購入のみの場合

<利用不可なもの③>旅行の取消料

### (2)同伴者の定義が変更となりました。

⇒最近の新型コロナウイルスの感染拡大を鑑みて、以下のように変更させていただきました。

#### 【変更前】

旅行者本人が神戸市民であれば、同伴者は神戸市民でなくても可

#### 【変更後】

旅行者本人のみでなく、同伴者も神戸にお住まいの方

※例) ご本人が神戸市に居住、ご両親が姫路に居住 ✕